

第19期

第22回

総会議事録

令和5年2月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和5年2月17日(金)

2. 開催場所 5-2会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 小林 亨

【主任主査兼農地調整係長】 笠井 幸治

【農業振興・農業法人係長】 永沼 宏介

【事務局次長】 齋藤 聡

【庶務係長】 佐々木 佐保里

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳沼 一幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時35分

8. 閉会宣言 14時28分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

藤田 稔

署名人

伊藤 城治

事務局	<p>ただいまより、第22回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、黒沢 大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>なお本日、傍聴者が1名いますので報告いたします。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。今日は昨日とは変わって暖かい日よりで大変良いと思いますが、天気が良くなると気がもめてくると思いますが、慎重審議よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>11番 藤田 稔 委員</p> <p>18番 伊藤 城治 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>タブレットの正誤表をご覧ください。</p> <p>まず、議案書の3ページになります。</p> <p>逢瀬1番につきましては、使用貸借権を設定いたしますので貸人と借人の欄に、正しくは使用貸人と使用借人の表記をすることになります。</p> <p>また土地の表示欄の合計面積が空欄になっていますが</p>

	<p>1,357㎡になります。</p> <p>次に議案書の23ページの片平2番、同じページの熱海5番、次のページ、24ページの熱海6番の借人のお名前の漢字が誤っておりました。正しくは「敏」という字になります。</p> <p>また正誤表に記載がありませんが、議案書の11ページと12ページの事業計画変更に係る処分決定について 議案第4号の変更前の表があります。その変更前の日時が令和5年12月20日となっていますが、正しくは令和4年です。</p> <p>お詫びして訂正させていただきます。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>本日はまず、議案第5号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>議案書の15ページをお開きください。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>片平1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>2月1日に事務局と合同で現地調査しました。</p> <p>申請地は48年前に東北自動車道の開通により、農地を分断され耕作しないまま現在に至ります。現地は三角地であります。</p> <p>北側が水路及び道路で、南側は道路です。東側は山林に囲まれております。</p> <p>また48年間、耕作しておらず樹木が生え、原野化しております。そのため農地に戻すことは非常に困難と思われました。</p> <p>2月13日に代理人である高橋文郎行政書士事務所に電話で聴き取り調査を行い、本申請に間違いがないことを確認しました。</p> <p>以上調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、</p>

	非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、非農地と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>田村2番について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 2月3日に事務局と合同で現地調査しました。 申請人は10数年前に相続により、土地所有者になりましたが農業をする予定はありません。 また相続以前は夫が所有していましたが、亡くなる数年前から農作業は行っておらず、20数年にわたって耕作放棄地になっていました。 申請地は竹や雑木が繁茂しており、傾斜地でうなぎの寝床のような細長い形状で山林と水路に囲まれており農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>2番 1件について、非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、非農地と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。 降矢 セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>田村3番について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 2月3日に事務局と合同で現地調査しました。</p>

	<p>現地は山林化しており、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決めます。 次に4番ですが中尾委員が遅れていますので、 後ほど審議したいと思います。</p> <p>続いて、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番と2番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番と2番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず、1番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻、息子2人、母親が農作業に従事します。</p> <p>次に、2番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と2番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について 許可と決します。 次に、3番と4番の 2件について、付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	3番と4番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず、3番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 申請地は受け人の自宅の目の前の畑で、以前から受け人が 果樹や野菜を栽培していた農地です。 取得後も本人と妻、三女が耕作するとのことでした。 次に4番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 申請地は相続により渡し人が取得した農地ですが 以前から受け人に耕作をお願いしていました。 渡し人が高齢になり、後継者もないことから 申請に至りました。取得後は本人と妻が耕作します。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番と4番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番と4番の2件について許可と決めます。</p> <p>次に、5番1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>5番1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>5番1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番1件について許可と決めます。</p> <p>次に、6番1件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>6番1件について、調査の結果を報告いたします。 申請人、土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 申請地は以前、道路拡張工事で残地として残された細長い形状の畑です。渡し人も高齢のため、家族から売却を勧められてた そうです。</p>

	<p>また受け人もこの農地を所有できると自分が耕作する畑に入るのに便利で効率が良いとのことです。</p> <p>農作業には妻と両親が協力します。現地調査の結果、適正に管理されており、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件に問題なく、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>6番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、7番と8番の 2件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>7番と8番の 2件について、調査の結果を報告いたします。まず、7番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に、8番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。藤田委員。
藤田 稔 委員	7番について伺います。上段の登記は山林になっており 内面積になっていますが、登記と現況が一致している と考えていいのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	山を切土して開墾したような状況です。登記地目は山林ですが 現況は田でこの部分で賃貸借権の設定になります。 農地でない部分は山です。
議長	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	7番と8番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、7番と8番の 2件について 許可と決めます。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。
細山 文昭 委員	逢瀬1番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は農業用倉庫の建設です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 申請人は稲作、野菜を中心とした大規模経営を行っています。 現在使用している倉庫、作業所では農業機械の管理、保管及び 作業効率、安全性を考慮すると新たな農業倉庫を自宅近くに 建設することにしました。 申請地の西側、南側は道路で北側、東側は農地ですが 建物の構造上日照等の営農条件への障害はないと思われます。 雨水は集水桝を通して側溝に排水します。

	<p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の 一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-i-(iii)で たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵 又は保管の用に供するために行われる農業用施設事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>片平2番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は一般住宅建築のためです。 農地区分は第1種農地と判断しました。 2月1日に事務局2名と現地調査しました。 また2月13日に代理人たる渡辺勝行政書士に電話で確認しました。 申請目的実現の確実性については各種行政手続きも適正に 進んでおり、充分と思われます。 周辺農地への影響については南と北側及び西側は市道に</p>

	<p>なっており、東側は農地になっていますが法面保護により土砂の流出はありません。</p> <p>併せて低層一般住宅により日照には支障及ぼさないと考えられます。雨水は西側既設側溝に排出し、汚水は西側市道に敷設されている農業集落排水に接続し、処理されます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。濱津委員。
濱津 洋一 委員	10a当たりの単価が高いのですが、この辺の相場なんでしょうか。
議長	事務局。
事務局	ご指摘のとおり金額が非常に高いのですが、今回取得された面積が307㎡です。住宅用地としての取得ですのでこの金額になりました。
議長	そのほかご質問、ご意見等ございませんか。吉田委員。
吉田 秀吉 委員	一般の方が農地を買って家を建てても大丈夫なんでしょうか。
議長	事務局。
事務局	ここは片平集落地区計画内にありますので一般の方が住宅を建てるのが可能です。
議長	そのほかご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田3番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は農産物直売所及び精米所です。 この件につきまして、現地調査をし地主に話を聞いて来ました。 農地区分は第2種農地と判断しました。当地は平たんで 長期間放置されており、地盤は固く、土砂の流出の心配は ありません。 ただ平成10年に南側市道拡幅工事が行われ、残土が出たため 無許可で埋め立て、道路と同じ高さにし、現在に至っております。 当時、安易に埋め立てしたことを反省し、顛末書も 添付されております。 この土地の南側は市道、北側、東側は山林と水路、 西側はコンビニエンスストアの駐車場で農地の 分断はなく、連たん性に影響はありません。 取水は市水道より行い、雨水は自然浸透とし、汚水は 合併浄化槽で処理後、南側側溝に排水します。 調査の結果、農地法第5条第2項各号み該当する事項はなく 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び 第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は</p>

	<p>申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、 この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番から38番までの 38件について付議いたします。</p>
議 長	<p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から38番までの38件について、所有権移転11件、 利用権設定27件の申請があり現地調査及び審査の結果、 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており 適当であると認められますので ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>1番から38番までの 38件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番から38番までの 38件について</p>

	<p>承認と決します。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番と2番の2件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>田村1番と2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>去る12月の総会で許可した農地法第5条許可申請の一時転用案件の工期延長のための申請です。</p> <p>現在、上下水道局発注の配水管更新工事の事業実施中があります。工事現場の埋設物が多く施工進捗が遅れており工期を延長する必要性が生じ、今回の申請になりました。</p> <p>調査の結果、承認相当と思われませんがご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番と2番の2件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の2件について承認と決します。</p> <p>次に、3番と4番の2件について付議いたします。</p> <p>中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>中田3番と4番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず3番ですが変更前、変更後の内容は記載のとおりです。</p> <p>この件につきましては令和4年11月の総会において上水道配水管更新工事の作業所及び資材置場として一時転用の申請があり許可になっております。</p> <p>変更の内容は事業期間を令和5年6月30日まで延長するものであり、2月9日に施工業者に確認したところ記載のとおり工事現場に埋設物等が多く、また当初、新型コロナ</p>

	<p>ウイルスの影響で資材等の入荷にも遅れが生じました。</p> <p>計画変更により周辺農地への影響はなく、承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>次に中田4番につきまして、変更前、変更後の内容は記載のとおりです。令和2年9月の総会で太陽光発電施設建設工事の資材置場として一時転用の申請があり許可になっております。</p> <p>変更の内容は事業期間を令和5年8月30日まで延長するものであり、変更理由は建設工事の造成残土を砕石業者に依頼し、処分する計画が業者の受け入れの都合上、遅れが発生したためです。</p> <p>計画変更により周辺農地への影響はなく、承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番と4番の2件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番と4番の2件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>4番1件について付議いたします。</p> <p>中尾一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾一明委員	<p>中田4番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>願出人及び土地の表示、申請の事由は記載のとおりです。</p> <p>1月10日に事務局職員と現地確認しました。</p> <p>昭和の後期までは桑畑として耕作されていたようですが現在は山林化して周囲の山林と一体化しており農地への復元は困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番 1件について、 非農地と決めます。 続いて、議案第6号「空き家に付随した農地に係る農地法 第3条第2項第5号の別段面積の指定解除について」を 議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	昨年12月の総会で3条許可した案件です。 今回、所有権の移転登記が終わり、申請人から 指定解除申出書の提出がありました。 郡山市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱第9条 第3号の規定により、指定解除申出書の提出があったときは 指定を解除することになっていきますので、解除相当と 思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(なし)
議長	それでは、採決いたします。 1番 1件について、別段面積の指定を解除することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、 別段面積の指定を解除することに決めます。 以上で、議案第6号を終わります。 続いて、議案第7号「農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に 対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、

	<p>郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号別紙「農用地利用配分計画案」をご覧ください。</p> <p>議案第7号は農地中間管理機構から耕作者への貸付内容について定める農用地利用配分計画の案について郡山市長から意見を求められましたのでお諮りするものです。</p> <p>農用地利用配分計画案1番 1件については借受人を変更するために農地中間管理機構と当初の借受人が合意解約した農地について、新たな借受人に貸し付けるものです。</p> <p>配分計画の内容を調査したところ、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、議案第8号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第8号は、農業振興地域整備計画の変更について郡山市長から意見を求められたのでお諮りするものです。</p> <p>始めに農用地区域からの除外について説明いたします。</p> <p>議案第8号別紙の資料1-1をご覧ください。</p> <p>除外の内容ですが電気通信事業に供する土地、錯誤の土地、非農地判断がされた土地を農用地区域から除外するものです。</p> <p>錯誤の土地とは農用地としての面積が実情と合わない土地などについて実情に合わせた整理を行うものです。</p> <p>電気通信事業に供する土地、錯誤の土地の詳細は資料1-2のとおりで合計28筆、5,822.12㎡です。</p>

	<p>また農業委員会において、現況が山林原野であることを理由として非農地判断した農用地について、農用地区域から除外するものです。詳細は資料1-3のとおりで、合計22筆、24,993㎡です。</p> <p>次に農用地区域への編入ですが資料2-1をご覧ください。</p> <p>編入の内容ですが中山間地域等直接支払交付金の活用により農地の適切な維持管理や農業生産活動の継続が見込める農地について農用地区域に編入するものです。</p> <p>所在地などの詳細は資料2-2のとおりで合計2筆、452㎡です。資料2-3は航空写真となっています。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(意見交換を経て)</p>
議長	<p>ほかに、ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第8号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から3番までの 3件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から15番までの 15件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。</p>

続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番から10番までの 10件について通知書の提出があったので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1番から3番までの 3件について、郡山市農業委員会規程 第17条第26号の規定により受理をしたので報告する。

報告第4号を終わります。

ただいまの 第1号から第4号までの報告についてご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。

次に1月17日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。

事務局

市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、申し出があった各案件の概要を説明いたします。

お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込みについて及び資料をご覧ください。

12月締め切り分で、10件の申請がありました。

1番から9番までが農業振興地域の除外の申し出、軽1番が農業振興地域整備計画の軽微な変更申し出です。

中央1番の事業目的は農家住宅です。

申出者は現在、南相馬市に住んでいますが、近く郡山市に異動する見込みのため、市内に住宅を建築するものです。

申請地は10ha以上の規模の第1種農地ですが集落接続事業として許可できると判断しています。

中央2番の事業目的は農家住宅です。

申出者は申請地の隣の住宅に家族12人に住んでいますが、現在の住宅はコスモス通り沿いにあり、交通量が多く、緩やかなカーブになっているため、交通事故が度々起こっており隣地に住宅を建て替えることにしました。

申請地は10ha以上の規模の第1種農地ですが集落接続事業として許可できると判断しています。

三穂田3番の事業目的は駐車場で追認案件です。

申出者は近くで魚屋を営んでおりますが、駐車場が足りないため来客用5台分、自家用3台分として使用するものです。

申請地は10ha以上の規模の第1種農地ですが集落接続事業として許可できると判断しています。

三穂田4番の事業目的は資材置場及び展示場、駐車場で追認案件です。

申出者はコンクリートブロックなどの製造販売業ですが、資材置場、展示場と駐車場16台分として使用するものです。

申請地は10ha以上の規模の第1種農地ですが既存施設の拡張事業として許可できると判断しています。

逢瀬5番の事業目的は駐車場で追認案件です。

申出者は近くで食堂を営んでおりますが、駐車場が足りないため自家用と来客用の駐車場10台分として使用するものです。

申請地は住宅、事業施設、公共施設等が連たんし、市街化が相当進んでいる第3種農地です。

第3種農地の転用は許可できます。

片平6番の事業目的は農家住宅への通路及び駐車場で追認案件です。

申出者は平成3年に自宅を建て替えており、2台分と通路、転回広場として使用するものです。

申請地は10ha以上の規模の第1種農地ですが既存施設の拡張事業として許可できると判断しています。

湖南7番の事業目的は駐車場です。

申出者は隣接する別荘があり、ボートトレーラー4台分の駐車場として使用するものです。

申請地は土地改良が行われた第1種農地ですが既存施設の拡張事業として許可できます。

西田8番の事業目的は駐車場です。

申出者は近くで農家レストランを営む準備を進めており、来客用の駐車場32台分として使用するものです。

申請地は10ha以上の規模の第1種農地ですが都市交流事業として許可できると判断しています。

西田9番の事業目的は特別養護老人ホームです。

申し出者は特別養護老人ホームの整備を予定していますが、施設2棟、従業員用駐車場50台分、来客用駐車場16台分として使用するものです。

申請地は郡山東インターチェンジからおおむね300m以内の第3種農地です。

第3種農地の転用は許可できます。

三穂田軽1番の事業目的はしいたけ菌床栽培施設です。

申出者は菌床しいたけの生産販売を営んでいますが、生産規模拡大のため、新たな菌床栽培施設を設置するものです。

申請地は農用地ですが、農業用施設として許可要件があります。

以上で、今回の申請の概要説明といたします。

議長

次に、中尾一明委員から、審議の内容を報告願います。

中尾一明
委員

1月17日に特別委員会を開催しましたので、その審議の結果を報告します。

農業地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明ありましたとおり10件の申請があり協議しました。

委員会において、中央2番の申出人が近くで市民農園をやっているが問題ないのかという質問があり、事務局からは翌日農林部の職員が現地調査し、違反かどうか判断するとの

	<p>回答がありました。</p> <p>その結果、市民農園は農園利用方式で運営されており、農地法などの法手続きは不要とのことでした。</p> <p>特別委員会では記載のとおり許可基準を定め、市長に報告することに決し、既に報告しています。</p> <p>以上、特別委員会の報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定とする旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。</p> <p>その他ございませんか。</p>
	<p>(な し)</p>
議 長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第22回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第22回総会（令和5年2月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

8件で、田 26,440㎡ 畑 2,217㎡ でした。

第5条 農地の転用は

3件で、農業用倉庫1件、一般住宅1件、農産物直売所及び精米所1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。